

第 32 回 公益法人の会計に関する研究会

議 事 次 第

平成 30 年 10 月 15 日（月）13：30～
内閣府公益認定等委員会事務局 第 1 会議室

1 平成 30 年度会計研究会の開催について

- 【資料 1-1】 公益法人の会計に関する研究会運営要領（案）
- 【資料 1-2】 平成 30 年度会計研究会の開催について
- 【資料 1-3】 平成 30 年度の検討課題とスケジュール（予定）

2 アンケートの集計及び分析について

〔公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート〕
（以下「アンケート」とする）

- 【資料 2-1】 ①アンケート実施概要について
- 【資料 2-1】 ②アンケート
- 【資料 2-2】 アンケート結果【速報】
- 【資料 2-3】 アンケート結果【カテゴリ - 集計】

3 今後の検討課題について

4 その他

- 【資料 4-1】 29 年度報告にて日本公認会計士協会への依頼事項とした実務指針の改正についてご報告（実務指針第 34 号公開草案の紹介）

以上

公益法人の会計に関する研究会運営要領（案）

平成30年●月●日
公益法人の会計に関する研究会申合せ

1. 構成及び運営

- (1) 座長は公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）のメンバーの互選により定め、座長代理及び主査はメンバーの中から座長が指名する。
- (2) 研究会は、座長が招集する。
- (3) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (4) 主査は、座長を補佐し、審議の内容を整理し、取りまとめを行う。
- (5) 座長は、課題を検討するに際し必要な範囲において、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

2. 議事の進行等

- (1) 会議の進行は、座長が務める。
- (2) 議事要旨は、内閣府公益認定等委員会事務局において作成し、メンバーの確認後公表する。

3. 庶務

研究会の庶務は、内閣府公益認定等委員会事務局において処理する。

4. その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

平成 30 年 8 月 3 日
公益認定等委員会

平成 30 年度会計研究会の開催について

今年度においても引き続き、公益法人の会計上の諸課題に対応するため、平成 29 年度報告を踏まえつつ、以下のとおり研究会を開催することとする。

I. 検討項目

- ① 26 年度報告から 28 年度報告までの成果を振り返り、アンケート等を実施し、その検証を行う。
- ② 29 年度報告において、行政庁が検討を進めることとされた 6 号財産の法令等の改正ならびに別表H簡便版に関するフォローアップ等を行う。
- ③ そのほか①②を含め、公益法人会計基準の構成や項目についての不足事項等今後の課題を整理する。

II. 検討体制

- ・ 研究会は、従前どおりのメンバー（別紙）により構成する。
- ・ 必要に応じ、学識経験者、法人関係者等から意見を聴取するとともに、委員との認識の共有を図る。

III. スケジュール

- ・ 年度内に、研究会を 3、4 回程度開催。
- ・ 年度中に研究会としての報告書を作成し、委員会に報告、公表。
(課題の整理のみで結論はないためパブコメ不要の整理。)

公益認定等委員会
公益法人の会計に関する研究会
構成員名簿

梶川 融 日本公認会計士協会公会計協議会会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会前委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員長代理

小林敬子 公益認定等委員会委員

恵小百合 公益認定等委員会委員

(敬称略 50音順)

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成20年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

以 上

平成 30 年度の検討課題とスケジュール（予定）

「公益法人の会計に関する研究会」における各回の検討課題及びスケジュールは、以下のとおりとする。

第 32 回（平成 30 年度第 1 回）（10 月 15 日）

1. これまでの報告書に関する成果の振り返りと検証①

第 33 回（平成 30 年度第 2 回）（12 月 4 日）

1. これまでの報告書に関する成果の振り返りと検証②
2. 29 年度報告に関するフォローアップ①

第 34 回（平成 30 年度第 3 回）（1 月下旬）

1. 公益法人会計基準等に関する今後の課題の整理①

第 35 回（平成 30 年度第 4 回）（2 月下旬）

1. 公益法人会計基準等に関する今後の課題の整理②
2. 29 年度報告に関するフォローアップ②
3. 30 年度の研究会報告書の検討・確定

※ 開催予定と検討項目については、研究会における検討を踏まえ、追加又は変更の可能性はある。

以 上

公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート

実施概要について

アンケート実施の趣旨

公益法人の会計に関する研究会は、これまで平成 26 年度から 29 年度まで報告書を公表している。

このうち平成 26 年度から 28 年度までの報告書及びそれに伴う「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」の改訂に関して、成果を振り返るとともに、公益法人が每期作成する定期提出書類についても併せてご意見をいただき、今後の諸課題に関する検討に資することを目的とする。

実施対象及び実施方法

平成 30 年 7 月末時点で定期提出書類を提出いただいた公益法人から任意で抽出した 750 法人から、内閣府共通意見等登録システムにより回答

アンケート項目（資料 2 - 1 ②参照）

- （１）財務三基準関係
- （２）公益法人会計基準関係
- （３）28 年度報告諸資料関係

実施期間

平成 30 年 8 月 24 日（金）～ 9 月 7 日（金）

回答状況

アンケート結果速報（資料 2 - 2、資料 2 - 3 参照）

文字の大きさ 標準 大きく

内閣府ホーム > 内閣府共通意見等登録システム

公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

回答者へのメッセージ

以下の項目について、回答をお願いいたします。

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
使用された場合、一部特殊文字は規則に従い、自動的に置き換えて受信を行います。
あらかじめ御了承ください。(詳細は「置き換え規則について」を御覧ください。)

1 内容入力

2 確認

3 完了

法人情報等について

法人コード

※必須

 残り文字数6

法人区分

※必須

 公益社団法人 公益財団法人

法人名

※必須

 残り文字数50

公益目的事業費の規模

※必須

 1億円未満 1億円以上10億円未満 10億円以上

総資産の規模

※必須

 5億円未満 5億円以上30億円未満 30億円以上

会計監査人

※必須

 設置している 設置していない

会計監査人を設置していない場合、
外部監査人と任意の会計監査契約を
締結していますか

提出済み定期提出書類の項目を対象にご回答ください。

1. 財務三基準関係

(収支相償)

公益法人が毎期作成する定期提出書類において、公益目的事業の収益と費用の実績をもとに収支相償の判定をするために必ず作成しなければならないものに別表Aがあります。

これについて、ご回答ください。

1-1 別表Aの収支相償の第二段階
の判定(収入-費用)はプラス(剰余) プラスである プラスでない

金)ですか

※必須

(剰余金解消計画の1年延長)

収支相償の判定がプラスである場合、剰余金を将来の公益目的事業に使用する計画を決めて定期提出書類に記載して提出する必要があります。この際、26年度報告の「財務三基準の解釈・適用1-1-1 収支相償の剰余金解消計画の1年延長について」やFAQ問5-2-6が計画策定の方法として参考になります。

これらについて、ご回答ください。

1-2 26年度報告やFAQの記載について

※必須

認識している 認識していない

1-3 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について

大変、役立った まあまあ役立った ほとんど役立っていない

1-4 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由

残り文字数100

(剰余金の解消理由としての金融資産の取得)

収支相償の判定がプラスである場合、剰余金を将来の公益目的事業に使用するのための方法の一つとして、26年度報告の「財務三基準の解釈・適用 2. 剰余金の解消理由(1)公益目的保有財産としての金融資産の取得について」やFAQ問5-2-7が参考になります。

これらについて、ご回答ください。

1-5 26年度報告やFAQの記載について

※必須

認識している 認識していない

1-6 剰余金解消策としての金融資産の取得について

要件を満たし、公益目的保有財産として金融資産を取得した
 検討したものの公益目的保有財産としての金融資産の取得を断念した 該当なし

(法人会計区分の省略)

1-7 実施する事業について

※必須

公益目的事業のみ実施 収益事業等も実施

公益法人が公益目的事業のみ実施する場合、正味財産増減計算書内訳表の法人会計区分を省略することができます。26年度報告の「正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和について」やFAQ問6-2-7において、その説明があります。

これらについて、ご回答ください。

1-8 26年度報告やFAQの記載について

※必須

認識している 認識していない

1-9 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について

大変、役立った まあまあ役立った ほとんど役立っていない

1-10 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由

残り文字数100

2. 公益法人会計基準関係

(金融商品に関する注記)

公益法人が、現金及び預金、その他金融商品を保有している場合、その内容や運用上のリスク、運用方針等について、財務諸表に注記することが義務付けられています。この注記の記載例が27年度報告の「企業会計基準の公益法人への適用について 2. 金融商品に関する会計基準」やFAQ問6-4-2に記載されています。

これらについて、ご回答ください。

注記している 重要性がないため該当なし

2-1 金融商品の状況に関する注記について

※必須

2-2 27年度報告やFAQの記載について

※必須

認識している 認識していない

2-3 27年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について

大変、役立った まあまあ役立った ほとんど役立っていない

2-4 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由

残り文字数100

(賃貸等不動産の時価情報等の注記)

公益法人が、賃貸等不動産を所有している場合「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従って、時価等の情報を財務諸表の注記に記載することが27年度報告の「企業会計基準の公益法人への適用について 7. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」で定められ、FAQ6-4-2でも説明されています。

これらについて、ご回答ください。

2-5 27年度報告やFAQの記載について

※必須

認識している 認識していない

2-6 賃貸等不動産について

※必須

所有している 所有していない

2-7 賃貸等不動産を所有している場合

時価等の注記をしている 重要性がないため注記していない 時価がわからないため注記していない
 表示方法が不明のため注記していない

(指定正味財産)

公益法人会計基準注解6では、寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載することが定められています。

26年度報告の「財務三基準の解釈・適用 3. 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方に記載の1指定正味財産の考え方」を参考に回答してください。

2-8 26年度報告の記載について

※必須

認識している 認識していなかった

2-9 指定正味財産がありますか

※必須

はい いいえ

指定正味財産がある場合、課されている制約(指定)について、ご回答ください。(複数可)

2-10

維持することが指定されている 費消時期が指定されている
 公益目的事業に費消することが指定されている

維持することが指定された財産がある場合、その内容をご回答ください。

2-11 指定正味財産を充当した資産の内容(例:建物、株式、預金etc.)

残り文字数100

費消時期が指定された正味財産がある場合、そのうち最長の費消時期をご回答ください。

2-12 最長の費消時期

10年以内 10年超

(他会計振替)

「公益法人会計基準の運用指針12.(2)正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領」において、他会計振替額とは内訳表に表示した収益事業等からの振替額と定められています。26年度報告の「財務三基準以外 3. 他会計振替の考え方について」やFAQ問6-2-6において、他会計振替額の使い方等の解説をしています。

これらについて、ご回答ください。

2-13 26年度報告やFAQの記載について

※必須

認識している 認識していない

2-14 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について

大変、役立った まあまあ役立った ほとんど役立っていない

2-15 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由

残り文字数100

3. 28年度報告諸資料関係

財務諸表や定期提出書類を作成するうえで、28年度報告に別添の資料で役に立った資料を選んで回答してください。(複数可)

3-1

※必須

別表Hと財務諸表等との関係 剰余金の発生理由・解消計画の記載上の留意事項と記載例等
 公益法人会計基準、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準の運用指針 FAQ早見表 なし

公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート結果【速報】

(注) 以下については、法人の回答内容を単純に集計している。

【法人情報等について】

法人区分と回答率

	公益社団法人	公益財団法人	合計
対象法人数	232	518	750
回答法人数	93	216	309
%	40.1%	41.7%	41.2%

公益目的事業費の規模(グラフ1~3)

	1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合計
公益社団法人	49	29	15	93
(公社)%	52.7%	31.2%	16.1%	100.0%
公益財団法人	92	79	45	216
(公財)%	42.6%	36.6%	20.8%	100.0%
合計	141	108	60	309
%	45.6%	35.0%	19.4%	100.0%

総資産の規模(グラフ4~6)

	5億円未満	5億円以上30億円未満	30億円以上	合計
公益社団法人	65	11	17	93
(公社)%	69.9%	11.8%	18.3%	100.0%
公益財団法人	60	82	74	216
(公財)%	27.8%	38.0%	34.3%	100.0%
合計	125	93	91	309
%	40.5%	30.1%	29.4%	100%

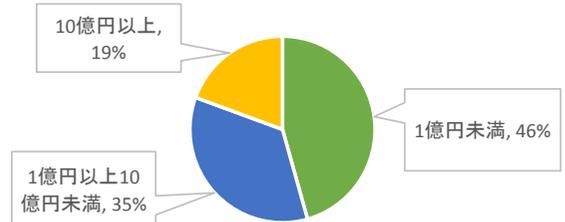
会計監査人

	設置	非設置	合計
公益社団法人	24	69	93
(公社)%	25.8%	74.2%	100.0%
公益財団法人	53	163	216
(公財)%	24.5%	75.5%	100.0%
合計	77	232	309
%	24.9%	75.1%	100.0%

非設置で任意契約の有無

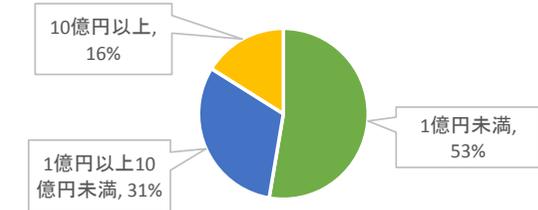
	あり	なし	回答なし	合計
公益社団法人	26	39	5	70
(公社)%	37.1%	55.7%	7.1%	100.0%
公益財団法人	71	86	9	166
(公財)%	42.8%	51.8%	5.4%	100.0%
合計	97	125	14	236
%	41.1%	53.0%	5.9%	100.0%

グラフ1 公益目的事業費の規模(全体)



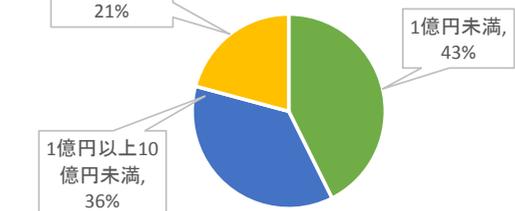
グラフ2

公益目的事業費の規模
(公益社団法人)



グラフ3

公益目的事業費の規模
(公益財団法人)



1. 財務三基準関係 【収支相償】

1-1 別表Aの収支相償の第二段階の判定(収入-費用)はプラス(剰余金)ですか

	プラス	プラスでない	合計
法人数	50	259	309
%	16.2%	83.8%	100.0%

【剰余金解消計画の1年延長】

1-2 26年度報告やFAQの記載について

	認識	未認識	合計
法人数	236	73	309
%	76.4%	23.6%	100.0%

1-3 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について(グラフ7)

	大変役立った	まあまあ役立った	ほとんど役立っていない	回答なし	合計
法人数	72	130	14	93	309
%	23.3%	42.1%	4.5%	30.1%	100.0%

1-4 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由(資料2-3)

【剰余金の解消理由としての金融資産の取得】

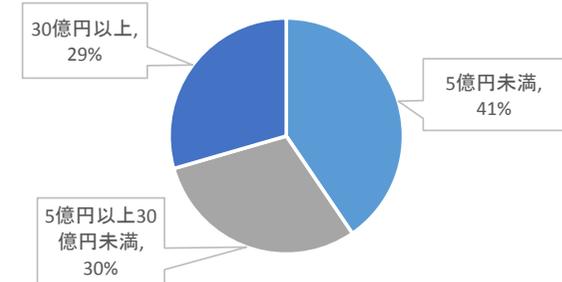
1-5 26年度報告やFAQの記載について

	認識	未認識	合計
法人数	221	88	309
%	71.5%	28.5%	100.0%

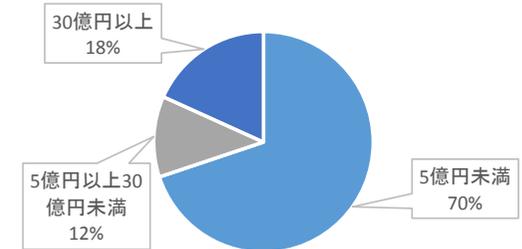
1-6 剰余金解消策としての金融資産の取得について

	金融資産取得	取得を断念	該当なし	回答なし	合計
法人数	12	9	214	74	309
%	3.9%	2.9%	69.3%	23.9%	100.0%

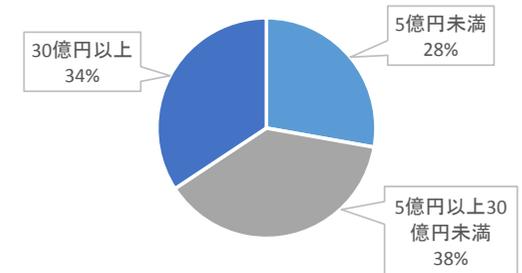
グラフ4 総資産の規模(全体)



グラフ5 総資産の規模(公益社団法人)



グラフ6 総資産の規模(公益財団法人)



【法人会計区分の省略】

1-7 実施する事業について

	公益のみ	収益等も	合計
法人数	194	115	309
%	62.8%	37.2%	100.0%

1-8 26年度報告やFAQの記載について

	認識	未認識	合計
法人数	219	90	309
%	70.9%	29.1%	100.0%

1-9 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について(グラフ8)

	大変役立った	まあまあ役立った	ほとんど役立っていない	回答なし	合計
法人数	56	130	20	103	309
%	18.1%	42.1%	6.5%	33.3%	100.0%

1-10 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由(資料2-3)

2. 公益法人会計基準関係

【金融商品に関する注記】

2-1 金融商品の状況に関する注記について

	注記あり	注記なし	合計
法人数	153	156	309
%	49.5%	50.5%	100.0%

2-2 27年度報告やFAQの記載について

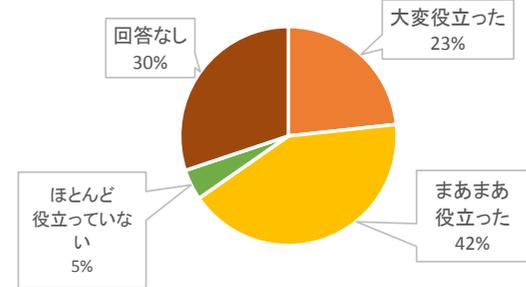
	認識	未認識	合計
法人数	221	88	309
%	71.5%	28.5%	100.0%

2-3 27年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について(グラフ9)

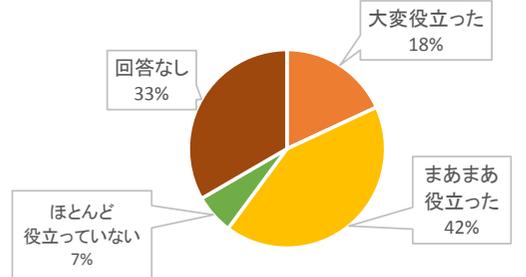
	大変役立った	まあまあ役立った	ほとんど役立っていない	回答なし	合計
法人数	66	134	7	102	309
%	21.4%	43.4%	2.3%	33.0%	100.0%

2-4 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由(資料2-3)

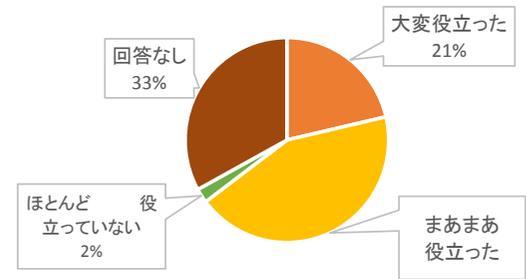
グラフ1-3 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について



グラフ8 1-9 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について



グラフ9 2-3 27年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について



【賃貸不動産の時価情報等の注記】

2-5 27年度報告やFAQの記載について

	認識	未認識	合計
法人数	175	134	309
%	56.6%	43.4%	100.0%

2-6 賃貸等不動産について

	賃貸不動産あり	賃貸不動産なし	合計
法人数	31	278	309
%	10.0%	90.0%	100.0%

2-7 賃貸等不動産を所有している場合

	時価注記あり	重要性なし	時価不明	表示方法不明	合計
法人数	7	22	2	3	34
%	20.6%	64.7%	5.9%	8.8%	100.0%

賃貸不動産あり31件中2件回答なし

賃貸不動産なしで5件回答あり(5件とも「重要性なし」と回答)

【指定正味財産】

2-8 26年度報告の記載について

	認識	未認識	合計
法人数	248	61	309
%	80.3%	19.7%	100.0%

2-9 指定正味財産がありますか

	はい	いいえ	合計
法人数	203	106	309
%	65.7%	34.3%	100.0%

2-10 制約(指定)の内容

	維持することが指定されている	費消時期が指定されている	公益目的事業に費消することが指定されている	合計 (複数回答可)
件数	83	8	123	214

2-9で「はい」で回答なし27件

2-11 指定正味財産を充当した資産の内容(例:建物、株式、預金etc.)(資料2-3)

2-12 最長の費消時期

	10年以内	10年超	合計
法人数	17	3	20
%	85.0%	15.0%	100.0%

2-10で「費消時期が指定されている」8件中7件が「10年以内」、1件が回答なし

【他会計振替】

2-13 26年度報告やFAQの記載について

	認識	未認識	合計
法人数	225	84	309
%	72.8%	27.2%	100.0%

2-14 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について(グラフ10)

	大変役立った	まあまあ役立った	ほとんど役立っていない	回答なし	合計
法人数	67	132	8	102	309
%	21.7%	42.7%	2.6%	33.0%	100.0%

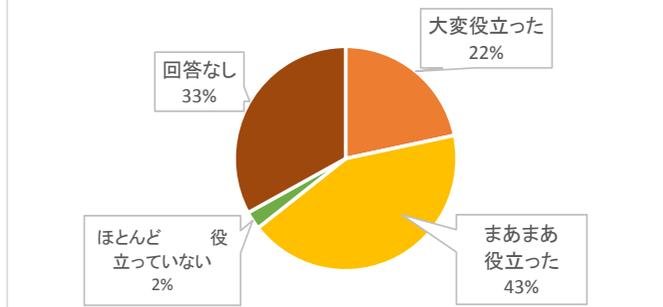
2-15 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由(資料2-3)

3. 28年度報告諸資料関係

3-1 役立った資料

	別表H	剰余金	会計基準	FAQ	なし	合計 (複数回答可)
件数	127	71	123	104	79	504

グラフ10-14 26年度報告やFAQの記載を認識している場合、当該内容について



公益法人の会計に関する研究会の報告書等に関するアンケート結果【カテゴリー集計】

1. 財務三基準関係

【剰余金解消計画の1年延長】

◇1-4ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由【14件】

カテゴリー	件数
①収支相償がプラスにならないため	12
②担当者の未認識	1
③その他	1
合計	14

【法人会計区分の省略】

◇1-10ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由【20件】

カテゴリー	件数
①収益事業等を実施しているため	6
②区分を省略するメリットがないため	7
③法人会計区分を示すことに意義があるから	3
④収支相償の計算上不利になるため	2
⑤その他	4
合計	22

(注)2法人が2つのカテゴリーを回答しているため、合計は22件となっている。

2. 公益法人会計基準関係

【金融商品に関する注記】

◇2-4ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由【7件】

カテゴリー	件数
①金融商品を保有していないため	2
②その他	5
合計	7

【指定正味財産】

◇2-11 指定正味財産を充当した資産の内容(例:建物、株式、預金etc.)【100件】

カテゴリー	件数
①有価証券(株式、債券等)	55
②現金預金	57
③建物等の有形固定資産	14
④その他(内容不明含む)	5
⑤該当なし	3
合計	134

(注)例えば株式・現金と回答している場合、有価証券と現金預金のそれぞれに件数カウントしているため、合計が100件となっていない。

【他会計振替】

◇2-15ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由【8件】

カテゴリー	件数
①該当がないため	6
②その他	2
合計	8

改正案	現行
<p>この点に関して、会計方針や表示方法の変更、過去の誤謬の訂正があった場合には、過年度遡及会計基準を適用することにより、「財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上し、財務諸表の意思決定有用性を高めることができる」という趣旨は、非営利組織における財務報告の目的を達成する観点からも、企業と公益法人の間で違いはないため、監査対象となるような公益法人においては、通常、過年度遡及会計基準を適用することとなる。</p>	<p>この点に関して、会計方針や表示方法の変更、過去の誤謬の訂正があった場合には、過年度遡及会計基準を適用することにより、「財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上し、財務諸表の意思決定有用性を高めることができる」という趣旨は、非営利組織における財務報告の目的を達成する観点からも、企業と公益法人の間で違いはないため、監査対象となるような公益法人においては、通常、過年度遡及会計基準を適用することとなる。</p>
<p>《2. 財務諸表監査における法令の検討》</p> <p>26. <u>公益法人制度に特有の制度である認定法第5条各号の公益認定基準では、公益法人の財務に関連する基準として財務三基準が規定されている。</u></p> <p><u>公益法人は、公益法人会計の基準に従い作成する財務諸表の数値を基に、毎年度、定期提出書類を作成し、提出する義務がある。</u></p> <p><u>定期提出書類の数値に基づき算定された財務三基準の遵守状況を行政庁に報告することとなるため、公益法人会計の基準と財務三基準は密接に関連する。</u></p> <p><u>監査人は、公益法人が属する制度によって適用される法令、公益法人が当該法令をどのように遵守しているかを全般的に理解しなければならない(監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第11項)。公益法人が作成する財務諸表に重要な影響を及ぼすことがあるその他の法令への抵触の識別に資するため、監査人は、財務三基準の趣旨を踏まえ、理事者及び適切な場合には監事への質問、規制当局とのやり取りがある場合には、それを閲覧する(監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第6項(2)及び第13項(1)(2))。また、財務三基準への抵触が疑われる場合、当該事項について理事者及び必要に応じて監事等と協議しなければならない(監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第18項)。</u></p> <p style="text-align: right;">(削る)</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>《2. 公益法人会計基準適用時の取扱い》</p> <p>25. <u>平成16年会計基準(公益法人会計基準の改正等について(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ))から公益法人会計基準へ会計基準を変更する場合は、運用指針の附則において定める経過的な取扱いに従うこととなる。</u></p> <p><u>また、初めて適用した事業年度においては、「重要な会計方針」の冒頭に、「当事業年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している」旨を明示する。</u></p>
<p>《IV 適用》</p> <p>27. 本報告は、<u>2010年</u>3月12日以後終了する監査から適用する。</p> <p>28. 「非営利法人委員会報告第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」(<u>2012年</u>4月10日)については、<u>2012年</u>3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</p>	<p>《IV 適用》</p> <p>26. 本報告は、<u>平成22年</u>3月12日以後終了する監査から適用する。</p> <p>27. 「非営利法人委員会報告第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」(<u>平成24年</u>4月10日)については、<u>平成24年</u>3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</p>